

補助金等のあり方に関する意見書(案)

令和元年 10 月

佐倉市補助金検討委員会

目次

1. はじめに	1
(1) 補助金及び交付金検討の経緯	1
(2) 今回の補助金等見直しの視点	4
2. 補助金等の現状と課題	6
(1) 補助金等交付基準の見直し	7
(2) 改善すべき事項	10
3. 補助金等の見直しに向けた提言	12
(1) 補助金等交付基準の見直し	12
(2) 改善すべき事項	15
4. おわりに	17
【用語解説】	18
【巻末資料】	19
・ [資料 1] 佐倉市補助金検討委員会の審議経過	19
・ [資料 2] 佐倉市補助金検討委員会委員名簿	20
・ [資料 3] 佐倉市補助金検討委員会設置要綱	21

1. はじめに

(1) 補助金及び交付金検討の経緯

①見直しの経緯

地域社会における福祉の増進とまちづくりのうえで地方自治体による補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付は大きな役割を果たしている。しかし、少子高齢化・人口減少により地方自治体の財政規模は縮小することが予想されており、補助金等の交付を漫然と続けることは許されない状況になっている。

佐倉市における補助金等の見直しは、平成8年度における新行財政改革システム推進大綱の取扱方針の決定から始まり、平成26年度における佐倉市補助金検討委員会（以下「検討委員会」という。）の提言に至るまで、以下のように取り組まれてきた。

○平成8年度 新行財政改革システム推進大綱

・全ての補助金等について平成15年度末までに終期を白紙とする検討を行うことを決定した。また、補助金を一律10%削減することになった。

○平成13年度 行政改革推進計画

・「補助金・交付金等の適正化」を位置づけるとともに、団体の主体的な運営を促進する見地から、個々の補助金等について価値性（メリット）、公平性、公正性及び効率性等の点検を行い、「受益者の適正な負担や経費削減努力等を要請して、より一層の適正化に努める」ことを目標として設定した。

○平成15年度～平成18年度 検討委員会

・既存の補助金等について審査し、交付内容の見直し及び整理統合、廃止についての提言等を行った。

○平成20年度 行政活動成果評価懇話会

・①交付基準に適合していないもの、②運営費補助、成果及び必要性についての検討、③分類区分・補助率等の見直し、④目標値の設定方法等についての問題点の指摘等を行った。

○平成23年度 検討委員会

・既存の補助金等についてヒアリングを含む再点検を行い、補助事業制度の再検証と交付基準の見直し、PDCA サイクルの運用、情報開示による透明性の確保等について提言を行った。

○平成26年度 検討委員会

・既存の補助金等につき書類審査を行い、必要なものについてはヒアリングを実施し、点検を行った。佐倉市補助金等交付基準（以下「補助金等交付基準」という。）については期間の見直しや分類の見直しについて提言を行った。

②前回の意見書に対する対応

平成26年度に設置された検討委員会で指摘のあった事項に対して市が行った対応は以下のとおりである。

○個別の補助金等への意見があったものに対する対応

補助金名称	検討委員会意見	措置結果
佐倉市林業振興事業補助金	補助金等の廃止	廃止（2件）
佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金		
議員厚生事業助成金	市が直接執行	直接執行（3件）
佐倉市役所職員共済会補助金		
佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金		
佐倉市交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金	補助金等の整理統合	整理統合（2件を統合して1件へ）
佐倉市交通安全母の会事業補助金		

○補助金等交付基準に関すること

- ・補助対象団体の自主的な運営の確保
補助対象事業の自主的な運営のため事業管理に関する記述を整理した。
- ・使用語句の見直し
一般的ではない用語や解釈に紛れが生じるおそれのある用語を整理した。
- ・補助制度の見直し
補助金等の見直しを市長の任期に合わせ4年ごとに行うこととした。

- ・補助対象経費

食糧費について事業の性格を勘案し、その目的を達するために適当と認められるものに限り補助対象とする旨明記した。

- ・分類別交付基準

種類が多かった従来分類を整理した（10項目から4項目へ）。

○手続等に関すること

補助金等の交付申請等のための提出書類については、できるだけ簡素かつ補助金等の使途が明確に記載されたものが望ましく、事業計画書、実績報告書、決算書等の会計科目を市の予算科目に準じるべきであるとの指摘を行ったことに対し、市は補助金を受ける団体に対して会計科目の例示を行った。

(2) 今回の補助金等見直しの視点

①佐倉市の財政状況

少子高齢化・人口減少という社会変化を受けて、地方財政の状況は厳しいものになってきている。佐倉市も例外ではない。佐倉市の財政状況を見ると、平成28年度からは基金の取崩額を除いた実質的な単年度収支（実質単年度収支※1）が赤字となり、財政上の蓄えである財政調整基金も減少傾向にある。そしてその背景には、歳入は増加していないにも関わらず、歳出が増加しつつある状況がある。地方公共団体の財政的な余力を把握するための指標である経常収支比率※2を見ると、佐倉市では平成28年度が93.7%であったものが、平成29年度には98.3%にまで上昇した。これは平成29年度には財政上の余力がわずかに1.7%にまで減少してしまっていることを示している。

佐倉市を住みやすい魅力あるまちにしていくために、市としては市民の活動を支援するための補助金の交付を続けていく必要がある。しかし、上述のような状況を踏まえれば、市が従来通りの補助金等の交付を漫然と続けていくことはできない。補助金等の交付がまちづくりに役立つものであるとともに、市の財政において過大な負担とならないようにするための効率的な運用を実現することが求められている。

②過去3年間の補助金等決算額

過去3年間の補助金等決算額が年々増加傾向にある。個々の補助金等支出状況を調べると、佐倉市の定住化を促進する等の人口増加施策が新設されている状況も見られる。

【補助金等決算額の推移】

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 補助金等の決算額	1,086,893	1,399,978	1,417,968
B 補助金等がある会計 ※の歳出決算合計額	79,582,293	78,245,434	79,025,120
補助金等の割合 (A/B)	1.4%	1.8%	1.8%

※一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計

③補助金検討委員会の主眼

補助金等交付基準においては、補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例・規則によるものを除きすべての補助金等につき終期を設定している。限られた財源の中でどのような視点で補助金の支出をすべきか定期的に検証を行う機会が必要である。

これらのことから平成31年2月5日に補助金検討委員会を設置し、補助金制度についての見直しを行うこととした。

前回の検討委員会後において市議会や監査委員等からの指摘を調べたところ、個々の補助金等決算についての指摘が多数見られた。また、予算編成を通じて補助金額の精査等が行われていることもあり、個々の補助金の見直しは定期的に行われている。

今回見直しを行うにあたっては、補助金等の検証を行うことはもとより、市民目線での「補助金等の見える化」を行うため、具体的な検討対象は主として補助金等のシステムやプロセス自体を取り上げることにした。

2. 補助金等の現状と課題

検討委員会において議論を行うにあたり佐倉市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金等交付規則」という。）及び補助金等交付基準等法令関係を調査し、検討委員会で議論すべき法令等の枠組みについて確認した。

補助金等交付規則においては、補助金等の交付に関する基本的な事項が定められており、補助金等交付基準において、補助対象や補助率等の具体的な指針が定められていることが確認できた。これらの指針が今後の補助金等のあり方を定めるうえで果たす役割は非常に大きい。そこで検討委員会においては、補助金等を交付するうえで具体的な影響力が大きい補助金等交付基準の見直しをメインテーマの一つとして取り上げることとした。

また、補助金等についての課題を整理するため、補助金等の現状を補助金等交付規則の内容と突き合わせつつ分析した。それぞれの補助金等の特徴を把握し、効率的に分析を行うため、現状の補助金等一覧を国県等補助の有無、個人、団体等の対象者別、過去3年間（平成27年から平成29年まで）交付実績のないもの等に分類して、125件の補助金等につき個々に分析を行った。

これを検討委員会の所掌事項にあわせて大きく「補助金等交付基準の見直し」及び「改善すべき事項」の2項目に分け整理した内容を以下に示す。

(1) 補助金等交付基準の見直し

現行の補助金等交付基準の名称及び、4 補助対象、5 交付基準、6 事業管理について検証を行った。(補助金等交付基準の項目名を表している部分にはアンダーラインを付した。以下同様。)

①補助金等交付基準の名称

補助金等交付基準の中に、さらに5 交付基準の項目があるため、交付基準について言及する場合に、補助金等交付基準全体を指しているのか、5 交付基準を指しているのかがわかりにくくなっている。

② 4 補助対象

(ア) 表中の表現

事業費については対象経費につき 4 補助対象において「実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合」とあるが、公益性の定義が抽象的である。また、運営費については「団体の運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合に補助を行う」と定義されているが、自主財源のある団体もあるのではないかと考えられる。また、自主的に運営できる努力も必要となるが、その点についての規定がなされていない。

(イ) 備考欄1 食糧費

食糧費については「事業の性格等を勘案し、その目的を達成するために適当と認められるもの」とされ具体的な規定がないため、担当所属において作成される補助金等の要綱の中で、取り扱いが統一されていない状況が見られる。

(ウ) 備考欄2 団体運営費

団体の運営費に対する補助金等については備考欄で原則5年間を限度としているが、継続されているものが見られる。

③ 5 交付基準

(ア) (1) 共通基準

市が交付する補助金等については、地方自治法232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断として4項目の基準を定めた中で、さらに(1)公益性・公共性の定義を重ねていることや、(2)公平性の内容の表現があいまいであること等、見直すべき点が多いと考えられる。

(イ) (2) 分類別交付基準

現行の交付基準では、補助対象や具体的な基準が共通の表現となっているため、補助金等の分類に基づく詳細な定義ができていないという課題が見られた。

・ 補助財源

国県等補助があるものについては、補助が行われるかどうかの判定が国県等の基準に基づいていることから、国県等補助がないものと補助金等を判定する基準が異なるものと考えられるが、これまではあまり差別化が図られていない。

・ 交付対象

個人と団体では補助金等を支出するうえで必要とされる公益性等の判断の定義が異なる。また、団体においても事業費補助、運営費補助では定義が異なるものと考えられるが、補助金等交付基準においてはこれらが一体となっている。

④ 6 事業管理

(ア) 名称

項目の名称があいまいである。

(イ) (2) 補助制度の原則

原則についてこの項目で定義されていることは、補助事業の管理について定めているこの項目の趣旨を考慮すると適当でないものと考えられる。

(ウ) (3) 補助金等の交付に関する事務

補助金等の交付に関する手続き等について、この項目では補助金等交付規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関しそれぞれに定められた要綱に基づくものとされているが、補助金等交付基準については定めがない。補助金等交付基準に基づき、それぞれに要綱を定める運用となっていることから、このことは適当でないものと考えられる。

(エ) (4) 補助事業の進捗管理及び情報公開

補助事業に関する情報公開は市政資料室において行うとのみ記載されており、情報公開に関する定めが十分でない。

(2) 改善すべき事項

現行の補助金等交付基準や補助制度全体につき討議をしたところ、改善すべきものとして次のような事項が挙げられた。

①補助制度の周知

補助金等の公益性を考えると補助金等の情報が一部の人に限られることがないようにすることが重要であり、補助金の存在を多くの人知っている状況を作るべきである。補助金等の一覧は市政資料室やホームページで公開されており、各担当所属において案内はされているようだが、情報発信という観点から考えると弱い部分が見られる。

②補助金等交付のプロセスと成果検証

補助金等の交付をした後は、精算等の処理が適切に行われているかといった運用に関わることのみではなく、可能な限りその効果の検証についても検討していくべきである。

実績報告に関しては補助金等交付規則において、補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書を提出する旨定められているが、補助金等交付基準の中では具体的な内容が定められていない。また、補助金等支出後の進捗管理については6 事業管理の中で触れられているが、「適切に行う」旨の記載がされているのみであり十分とは言えない。

③説明書やマニュアルの作成

補助金等交付基準は補助金等を交付する際の指針を定めるもので、補助金等の交付や運用についての判断するために必要な条件をすべて網羅するには限界がある。補完する手段についての整理が課題としてあると考えられる。

④過去3年間補助金等交付実績がないもの

過去3年間補助金等交付実績がないものについては意義が失われている可能性も考えられるため、個々に精査を行ったところ以下の内容が見られた。

- ・今後も当面事業計画がないものがある。
- ・災害に関連するものに関しては、近年該当する災害が起きていないため交付が予定されていないものがある。

- ・国県等補助のあるものについては、補助金等の中には市として補助制度を設けていないと補助金等を支出するべき時に国県等補助が受けられず、すべて市の負担となる場合もある。
- ・総論的には公益性が見られるが、具体的に見た場合には受益者が狭い範囲に限定されているものも見られる。
- ・補助事業によってはクラウドファンディング※³や用途を指定した形でのふるさと納税等が可能なものもある。

⑤過去3年間補助金等が同額なもの

補助金等の一覧表を見ると、過去3年間補助金等が同額で支出されているものが見られる。状況を確認すると既得権益になっている懸念がある場合と、本来それ以上のコストがかかっているが、上限として一定額までが交付されている場合とがある。今後も同額での支出が続いているようであれば、継続的にその理由について精査を行い、既得権益的になっていると判断される場合は是正措置を取る必要があるものと考えられる。

3. 補助金等の見直しに向けた提言

(1) 補助金等交付基準の見直し

①補助金等交付基準の名称

1趣旨に、「この基準は、・・・補助期間、補助率等補助事業の指針を定めるものとする」とあるため、補助金等交付基準の名称は「補助金等交付指針」とすべきである。

②4補助対象

(ア) 表中の表現

4補助対象は、5交付基準(2)分類別交付基準と併せた表にまとめるべきである。具体的には4補助対象の団体(事業費、運営費)、個人の別、5交付基準(2)分類別交付基準の分類ⅠからⅣの別で一つの表とすることで補助金等に関する基準をより明確に表現することができる。

(イ) 備考欄1食糧費

食糧費についての取り扱いが統一的に行えるよう補助金等交付基準の中で踏み込んで判断していくように示す必要がある。個々の事例については個別のマニュアルやQA集等で示すことが望ましい。

(ウ) 備考欄2団体運営費

運営費に対する補助については、交付開始から5年を超えて継続されているもの、同額での支出が続いているものについては、補助金等を交付するプロセスの中で理由を検証する必要がある。また、自立的な運営等の経営努力を求めていく仕組みが必要であり、特に人件費の補助を行っている場合は、市が直接執行した場合との比較検証を行えるような手段も検討していくべきである。

③ 5 交付基準

(ア) (1) 共通基準

- ・ 交付基準の前段は、「補助金等の交付に際しては、公益性、公平性、有効性及び適格性について留意するものとする」に改める。
- ・ 表中（１）「公益性・公共性」は「公益性」に改めるべきであり、内容部分は、「補助事業の目的や内容に明確な公益性が認められること。」とすべきである。
- ・ 表中（２）「公平性」の内容部分は、「他の団体や市民との間で公平性が保たれており、交付先に偏りがないこと。」「市民に補助制度が存在するという情報が周知されていること。」「補助金等の交付先決定についてのプロセスが適正、公平であること。」とすべきである。
- ・ 表中（３）「効果性」は「有効性」に改めるべきであり、内容部分は「補助金等の金額に見合った効果が上がっていること。」「補助金等の交付が、他の手法と比較し施策目的の実現のために最適であること。」とすべきである。
- ・ 表中（４）「適格性」の内容部分は、会計や繰越金に関すること等団体のみに適用され、個人に対する補助の内容でないものが見られる。これらの部分②③については交付基準の団体の項目に移して、分類別交付基準として表現するべきである。他の内容部分は「補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。」「補助金等の金額や補助率が、補助対象経費に応じたもので妥当であること。」とすべきである。

(イ) (2) 分類別交付基準

・ 補助財源

国県等の補助金等の有無について上記②で示した分類別交付基準の中で取り扱いについてより明確に表現するべきものとする。

・ 交付対象

補助金等交付基準のうち、5 交付基準 (2) 分類別交付基準について定めている部分については、補助金等を支出するうえで必要とされる公益性等の判断についての基準を明確にするため、個人、団体に分けて作成するよう見直しを行うべきである。

団体への補助金等の交付基準には、会計処理及び使途が適切であることを明記するべきである。また、事業費に対する補助金等と、運営費に対する補助金等についても分けて交付基準を作成すべきである。事業費に対する補助金等の交

付基準では、補助金等は原則その年度の事業費の額をもって精算を行うことを明記すべきである。運営費に対する補助金等で繰越金の発生しているものについての取り扱いについても明記すべきである。

④ 6 事業管理

(ア) 名称

「補助事業の管理」と改めるべきである。

(イ) (2) 補助制度の原則

この項目からは削除し、5 交付基準 (1) 共通基準の前段に移すべきである。

(ウ) (3) 補助金等の交付に関する事務

補助金等交付基準に基づき、それぞれに要綱を定める運用となっていることを考慮すると、補助金等交付の手続き等については補助金等交付基準の中で大きな流れを示すことが望ましい。

(エ) (4) 補助事業の進捗管理及び情報公開

補助事業に関する情報公開はホームページでの公開等を明記するべきである。

(2) 改善すべき事項

①補助制度の周知

補助の公平性を保つため、補助金等の存在を市民に十分周知する必要がある。現行の補助金等交付基準では、情報公開は市政資料室において行うこととされているが、ホームページや広報誌等を利用して、市民により丁寧に補助金等のメニューや内容をわかりやすい形で伝えていくことや、市民がどの所属において窓口を担当しているのか明確に周知することが求められる。

②補助金等交付のプロセスと成果検証

・申請

団体に対する補助金等については今後事後評価が必要となってくるものと考えられる。事後評価を行ううえでの指標については、市側で定めることが適当でない場合もある。市は申請時に申請者自身が当該交付金等の事後評価を行ううえで妥当であると考えている評価指標を提案するような仕組みを導入するよう努めるべきである。

・実績報告

実績報告書を提出する団体は説明責任を求められることになる。市は件数等の実績報告だけでなく市政に対してどれだけの影響を及ぼしたのかといった成果の視点での報告提出を求めることも検討すべき。その場合、組織の弱い団体については自力での報告が難しい場合も想定され、市民と行政の協働の動きが弱まることのないようサポートを行う仕組みも併せて検討すべきである。

・成果検証

団体に対する補助金等に関しては、交付後の有効性を確認する手段としては、KPI (Key Performance Index) ※4といった視点も必要であると考え。市は、評価を行う場合には、補助金等の支出を行った金額や件数等だけではなく、公益性の向上にどのようにつながっているのかという点に踏み込んで検証する仕組みを検討していくべきである。

③説明書やマニュアルの作成

・市民向けの説明書

補助金等の内容が個々に異なるため、所管部署において補助制度に応じ、市民が補助金等の申請を行いやすくするための説明書、手引き等を作成するべきで

ある。

- ・職員向けのマニュアル

補助金等の交付事例のあるものは、市民からの問い合わせの情報が蓄積しているはずである。それをもとに判断基準等を明文化しておくことで、一貫した対応が行えることや、担当者の引継ぎも効率的に行えることから、職員向けに窓口対応マニュアルや内部事務用に事例集等の作成を行うべきである。

④過去3年間補助金等交付実績がないもの

災害に関連するものや国県等の補助設計に基づくものを除いては、原則の廃止の議論を行い、継続する必要性があるものに関しては、合理的な理由を付したうえで継続していくことが望ましい。

⑤過去3年間補助金等が同額のもの

過去3年間補助金等が同額のものについては、既得権益的に一定額が支出されているのであれば問題がある。積算が行われているうえで、上限額として一定額とされているのか検証を続けていく必要がある。

4. おわりに

佐倉市において「魅力あるまちづくり」を進めていくうえでは、今後も市は市民に対する活動支援を目的とした補助金等の交付を続けていく必要がある。その一方で、地方財政の状況が厳しいものになっていく中で、佐倉市を含めたすべての地方公共団体に対しては「身の丈に合った財政運営」を行うことが求められている。それゆえ市においても、ばらまき型の補助を続けていくことはできず、補助金等を効率的に運用していくことが求められる。そのためには、本報告書に示した方向で補助金等交付基準の見直しを行い、補助金等の効率的な運用が図られる仕組みの整備が図られなければならない。

また、佐倉市における補助金等の有効性を高めるためには、市が運用している補助金等の仕組みが広く市民に理解されていることが必要である。そのためには、これまで以上に、補助金等に関する情報公開が進められなければならない。さらに、交付された補助金等についても、それが有効に活用されたことを事後的に検証し、その後の交付継続の是非を検討する PDCA サイクルが確立されなければならない。そして、補助金等の審査、交付、および評価のプロセスを「見える化」することによって、補助金等が果たす役割を高め、補助金等の効率性を高めることが目指されなければならない。

補助金等に対する検討作業を今後も継続的に行い、「魅力あるまちづくり」と「身の丈に合った財政運営」を両立させるための取り組みを続けることが求められている。

【用語解説】

1. 実質単年度収支

当該年度における実質収支（歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額から翌年度の財源を控除したもの）から前年度の実質収支を差し引いた額である単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。いわば地方公共団体の純剰余金又は純損失を意味するものであり、財政運営状況を判断するポイントとなる。

2. 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税や地方交付税などの経常的な一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。

3. クラウドファンディング

不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。

4. KPI（Key Performance Index）

組織の目標達成の度合い（パフォーマンス）を評価するうえでの補助となる数値化された指標である。一定の期間ごとに KPI の数値を確認することで、活動目標の達成度合いを確認し、改善が必要であれば、将来に向けた対策を講じることになる。

【巻末資料】

資料 1：佐倉市補助金検討委員会の審議経過

回	日時	審議内容
1	平成 31 年 2 月 5 日（火） 14 時 00 分～15 時 30 分	1. 委員長及び委員長職務代理の選任 2. 補助金検討の概要について
2	平成 31 年 3 月 20 日（水） 14 時 00 分～15 時 50 分	1. 補助金の見直し方法について
3	平成 31 年 4 月 24 日（水） 14 時 00 分～16 時 00 分	1. 補助金の見直しにおける着眼点等
4	令和元年 5 月 28 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分	1. 補助金のあり方について
5	令和元年 7 月 2 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分	1. 意見書素案作成に向けて
6	令和元年 8 月 6 日（火） 14 時 00 分～16 時 15 分	1. 補助金等のあり方に関する意見書（素案）の確認
7	令和元年 9 月 10 日（火）	
8	令和元年 10 月 15 日（火）	

資料 2 : 佐倉市補助金検討委員会委員名簿

	区分	氏名 (敬称略)	経歴等
1	学識経験者	大塚 成男	千葉大学大学院 社会科学研究院 教授
2	学識経験者	薄井 聡	株式会社ちばぎん総合研究所 主任研究員
3	学識経験者	池田 幸代	東京情報大学 総合情報学部 准教授
4	公募委員	小野 房子	平成 28 年度～平成 30 年度 佐倉市行政 評価懇話会委員
5	公募委員	林 義之	平成 30 年度～ 32 年度 公民館運営審議 会委員

資料3：佐倉市補助金検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 補助金等の交付に際し、その必要性と効果について審議し、透明で公正な財政運営を推進するため佐倉市補助金検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 補助事業等交付基準の見直し等に関すること。
- (2) 補助金等に係る改善すべき事項に関すること。
- (3) その他補助金等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募委員
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、平成31年1月から12月までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会の指名する

委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったとき

は、委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見

及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成23年1月26日決裁22佐財第455号)

この要綱は平成23年1月26日から施行する

附 則 (平成25年10月1日決裁25佐財第347号)

この要綱は平成25年10月1日から施行する

附 則 (平成30年9月28日決裁30佐財第252号)

この要綱は平成30年9月28日から施行する